

## 平成29年度「東京都環境影響評価審議会」環境影響評価制度検討特別部会（第3回）議事録

■日時 平成30年3月23日（金）午後1時00分～午後2時2分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室23

■出席委員

柳特別部会長、町田委員、奥委員、藤倉委員

■議事内容

審議

東京都環境影響評価制度の見直しについて

⇒ 「第2回環境影響評価制度検討特別部会での指摘事項について」、「環境影響評価制度検討特別部会での検討事項の整理」、「アセスメント図書の電子データ化とその公表のあり方の検討」、及び「東京都感興影響評価制度の見直しについて 中間のまとめ（案）」について審議を行った。

平成29年度「東京都環境影響評価審議会」

環境影響評価制度検討特別部会（第3回）

速 記 録

平成30年3月23日（金）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室23

(午後1時00分開会)

○真田アセスメント担当課長 それでは、お時間になりましたので始めさせていただきますと思います。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。

事務局から御報告を申し上げます。

現在、環境影響評価制度検討特別部会委員5名のうち3名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

それでは、特別部会の開催をお願いいたします。

なお、本日、傍聴の申し出がございますので、よろしくをお願いいたします。

○柳特別部会長 それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望される方がおられますので「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱」の第6条の規定によりまして、傍聴人の数を会場の都合から30名程度といたしたいと思っております。

では、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○柳特別部会長 傍聴の方は、会議の途中で退席されても構いません。

それでは、ただいまから特別部会を開催いたします。

本日は、お手元の会議次第にありますように、東京都環境影響評価制度の見直しについてとその他となっております。

それでは、東京都環境影響評価制度の見直しについての審議を行います。

初めに、資料1「第2回環境影響評価制度検討特別部会での指摘事項について」から、事務局から説明をお願いいたします。

○松岡アセスメント担当課長 それでは、お手元の資料を1枚おめくりいただきまして、資料の1ページをご覧くださいと思います。

この資料は、前回の第2回特別部会におきまして、委員の皆様からいただいた御指摘等の概要と、それに対する対応をまとめたものでございます。

初めに、「施設更新時の手続の明確化」の項目についてでございますけれども、一番上の欄にありますとおり、前回お示した資料の中で、道路の改築は「地下移設、高架移設その他の移設をいう」と表記されているのに対しまして、鉄道の改良は「その他の移設に限る」と表記されており、末尾の表現が違うとの御指摘を、奥委員のほうから、それからまた、鉄道の改良には様々なものがあるので「限る」としたのではないかという御指摘を柳委員から

いただいております。

この点につきましては、お手元の資料17ページをご覧くださいませでしょうか。

こちらは資料4の中間のまとめの案の、別紙の「『更新』の視点での対象事業の整理」というところの表でございますけれども、この表の中の「道路の新設又は改築」の欄の、四角囲みのところを見ていただきますと、下線を引っ張ってある部分でございますが、その末尾の部分、従前は「移設をいう」とさせていただいていたかと思っておりますけれども、現在は鉄道の改良に合わせまして「移設に限る」という記載にしてございます。

それでは、1ページの資料にお戻りいただければと思います。

続きまして、2番目の欄の記載のところでございますけれども、前回お示しした資料の中で、ごみ処理施設の規模要件と、産業廃棄物の中間処理施設の規模要件との違いを、産業廃棄物の中間処理施設につきましては、ごみ処理施設と比べて受け入れる廃棄物が多種多様であることから、面積で要件を定めている旨を回答しましたが、それに対しまして、産業廃棄物処理施設の処理能力要件を定める自治体もあり、産業廃棄物の処理が多様ということが、処理能力を定めない理由になるのか。慎重に検討したほうがよいとの御指摘を奥委員から、それから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律には、施設の設置の際、生活環境影響調査を行う制度がある。条例によるアセスメントか、個別法のアセスメントに委ねるのか、全体的な整理が必要ではないかとの御指摘を藤倉委員からいただいております。

この点につきましては、対応欄に記載しましたとおり、廃棄物処理施設を含め、対象事業や要件の見直しについては、今後の課題として引き続き検討していくという回答をさせていただきます。

対象事業や対象規模要件の見直しに当たりましては、さらに詳細な調査が必要であるということで、今後の課題として引き続き検討していくとさせていただいているところでございます。

それでは、続きまして、1ページの資料の3つ目の欄でございますけれども「事業内容等変更時の手続要件の明確化」の項目ですが、まず13ページをご覧くださいませでしょうか。

真ん中の大きな四角の中に、＜変更届が不要となる場合＞の要件として①から④まで記載させていただいておりますけれども、このうち、①に記載するような基本的な諸元が、10%以上増加しない場合でも、予測や評価が変わることがあり、環境影響の変化の程度によってはアセスメントの再実施を判断することになる。

そこにある④の要件を定めることによりまして予測や評価に関する変更がある場合を、変

更届の提出要件として明確化することは大変重要であるという御指摘を町田委員のほうからいただいております。

この点につきましては、対応欄に記載しましたとおり、いただいた御意見を踏まえまして、案の考え方を反映した規定とするよう調整を行いたいと考えてございます。

またお手元の資料の1ページをご覧くださいと思います。

続きまして、一番下の欄のところでございますが「審議会への事業者の出席について」の項目でございますけれども、前回の資料でお示ししたとおり、ほかの自治体の例を参考にいたしますと、審議会への事業者の出席や説明等を求める規定を、条例に置く場合と規則に置く場合がございますけれども、御意見では、環境アセスメントは、事業者のセルフコントロールで行う手続の仕組みであり、審議会で事業者が主体的な役割を担うことは、制度の基本的な事項であり、条例で規定することが必要であるとの御指摘を柳委員からいただいております。

この点につきましては、対応欄に記載のとおり、審議会への事業者の出席につきましては、御意見を踏まえまして、条例に規定する方向で調整を行うこととさせていただきたいと思えます。

それから、他の自治体の審議会の例では、全ての審議の場に事業者が出席し、説明しているとの御指摘を柳委員、奥委員、藤倉委員からいただいております。この点につきましては、今後、審議会総会と部会における事業者の役割や運営方法につきまして、検討の上、具体化していく予定でございます。

続きまして、2ページをご覧くださいと思います。

「氏名等の公表に係る条例規定の見直し」でございますけれども、前回お示しした資料の中で、違反があると認められるときには、必要な措置を講ずるよう勧告する規定を新たに設けるという方向性をお示したところでございますけれども、それに対しまして勧告規定の運用に関して、勧告を出した件数などの状況を、審議会に報告することを要望するとの御意見を藤倉委員からいただいております。

この点につきましては、対応欄に記載のとおり、勧告規定を置いた場合には進行管理や指導を適切に行うとともに、勧告等の制度運用に関する重要な事項は、審議会に報告するとさせていただきます。

また、他自治体の氏名公表の規定はできる規定になっているが、都の第91条は公表しなければならないという規定ぶりになっている。この規定ぶりまでは変えないということによる

しいかとの御指摘を奥委員からいただいております。

この点につきましても、対応欄に記載のとおり、御意見を踏まえ、これまでの規定を尊重する方向で法制所管部署と調整していくとさせていただきます。

その次の欄でございますけれども「アセスメント図書の電子データ化とその公表のあり方の検討」という項目でございますが、アセスメント手続として住民に意見を求めるときに、図書の電子閲覧を行うだけでなく、縦覧期間終了後も環境影響評価書を公開することについて、具体的に可能性を示してほしい。環境アセスメントが持つプレッジアンドレビューと効果を担保するほか、制度や予測評価技術に関する議論における貴重なデータとして集積することを東京都が率先して行ってほしいとの御意見を藤倉委員からいただいております。

また、縦覧期間終了後に図書の電子データが見られなくなることは、アセスメントの学会でも問題とされ、国も前向きに検討する段階にある。今回の見直しの中でもその方向で検討したいとの御意見を柳委員からいただいております。

この点につきましては、対応欄に記載のとおり、後ほど資料3で御説明させていただきたいと思っております。

以上で、資料1に関する説明を終わります。

○柳特別部会長 ありがとうございます。

ただいまの資料1について、何か御質問等がございましたらお願いいたします。奥委員、どうぞ。

○奥委員 1ページが一番下の段の、一番最後の、他の自治体の審議会の例では、全ての審議の場に事業者が出席し説明しているというところなのですが、今、気付いたのですが、「全ての」というわけではないと思いますので、「基本的には」とか、何か「全ての」ではない言葉にしておいたほうがいいかなと思います。

例えば、横浜市の環境影響評価審査会の例ですと、基本的にはその事業の説明は事業者が当然行い、質疑応答についても事業者がしっかりと対応する。さらに、そのときに回答できなかった分については、また次回の審議会の場で事業者が補足資料とともに説明をするということはやっているのですが、最終的に答申案を審議会で議論するといったときには、わざわざ事業者まで呼んで説明してもらう必要はもはやない段階ですので、そこは事業者には出席してもらわないこともあるのです。

なので、基本的に事業者が説明をし、回答することが必要な場合に出席してもらうということで対応しています。ですから、「全ての」というわけではないので誤解がないように「基

本的には」とか、何かそういう言葉に置きかえたほうがいいかなと思いました。

○柳特別部会長 今、指摘があったように、答申案文等を検討するときは退席していただいていますので、そういう意味で、誤解がないように記述ぶりを改めたほうがいいとは思いますが。

○松岡アセスメント担当課長 了解いたしました。では、そのように対応させていただきたいと思います。

○柳特別部会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続いて資料2「環境影響評価制度検討特別部会での検討事項の整理」について、事務局から説明をお願いいたします。

○松岡アセスメント担当課長 それでは、3ページをご覧くださいと思います。

この資料は、第2回特別部会の資料を更新したものでございまして、第2回の特別部会では、この資料の一番下の「2 その他検討事項」のところに、先ほどの資料1の最後で御説明した、図書の電子データ化につきまして記載しておりましたところでございますけれども、本日の資料2では、図書の電子データ化につきましては、1の(2)の「②その他」の2番目に記載してございまして、こちらが前回からの更新点になります。

右側に「第3回」として記載しておりますが「アセスメント図書の電子データ化とその公表のあり方の検討」につきまして、続けて資料3により御説明したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○松岡アセスメント担当課長 それでは、続けて資料3について御説明いたします。5ページをご覧くださいと思います。

資料にありますとおり、アセスメント図書には、この資料の四角囲みのところに「※」で記載してございますけれども、このような種類の図書があるということでございますけれども、これらのうち「環境配慮書、特例環境配慮書、調査計画書、評価書案、見解書、評価書」といった図書につきましては、条例上、縦覧が必要な図書ということでありまして、その縦覧に当たりましては、都ではこれまで紙媒体の縦覧を中心に実施してきました。しかしながら、紙媒体では都民が縦覧場所まで赴く必要がありまして、平日に縦覧場所へ行くことができない場合もあります。

また、アセスメント図書は都民の貴重な財産でもあるということで、以上を踏まえまして、インターネットによるアセスメント図書の常時公表につきまして、検討する必要があると考

えてございます。

まず、アセスメント図書の公表の現状でございますけれども、「1 公表の現状」と書いてあるところに記載のとおり、縦覧が必要な図書につきましては、東京都及び関係自治体の窓口等におきまして、紙媒体での縦覧を実施している。

また、環境局のウェブサイトで、縦覧図書の一部なのですけれども、これについて公表している。

それから、環境局におきまして、縦覧期間終了後もアセスメント図書を紙媒体で閲覧・貸し出しを行っているということでございます。

これが現状ということでございますけれども、続きまして、インターネットの公表の取組でございますが、既に現在取り組んでいるものとしたしましては「環境局の自律改革に向けた取組」というものがありまして、その中で、縦覧期間中に電子媒体による縦覧図書を環境局ウェブサイト公表するため準備しておりまして、これは平成30年度中に実施する予定と考えてございます。

インターネットでの公表に関します今後の課題といたしましては、まず、著作権の整理があると考えてございます。ウェブサイト上で公表する場合におきましては、著作権の一つであります自動公衆送信権を保護する観点で、著作権者等の許諾が改めて必要になってくるということがございます。

また、縦覧期間終了後の縦覧図書やその他のアセスメント図書をウェブサイト上で常時公表する場合の課題といたしましては、公表するアセスメント図書の種類や経費などについての検討が必要と考えてございます。

以上で、資料3に関する説明を終わります。

○柳特別部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明のありました資料2と資料3について、何か御質問等がございましたらお願いいたします。

この資料3のインターネットの公表についての現在の取組なののですけれども、東京都が法アセスをやるときには、どのような状況になっているのでしょうか。法アセスの場合は電子化が義務づけられていますので、東京都で行うときに、恐らく東京都はリンクを張って、縦覧期間中は電子ファイルが見られるようにしていると思います。

○松岡アセスメント担当課長 おっしゃるとおりでございます。法アセスの場合は、事業者が公表する規定になってございまして、事業者のホームページと東京都のほうでリンクを

張っているという対応になっているということでございます。

○柳特別部会長 そうですね。法アセスと同じように、東京都もリンクを張る方式にすると、基本的にウェブサイトの容量がどうのとか、そういうことを考えなくてもいいのかなと思いますけれども、事業者のホームページとリンクで飛ぶような仕組みにしておけばいい。

○松岡アセスメント担当課長 そういう考え方もあるかと思います。これまで、図書につきましては、東京都のほうで条例上も公表するという規定になってございまして、もしそのようなことになりましたと、多分、条例も含めて見直しが必要なのかなと思います。要するに、事業者自らが公表するという規定に変えていかなければいけないかと思っているのでございますが、そこまで必要かどうかは検討が必要かなと思っています。

○柳特別部会長 藤倉委員、どうぞ。

○藤倉委員 まず、実施を目指していくと書いていただいたので、大変うれしく思っております。

リンクを飛ばすのは、縦覧期間に関してはいいかと思うのですけれども、往々にしてリンクが切れるということがよくありますので、個人的には、少なくとも最終の評価書とそれに付属する資料は、都として電子的に公表していただいたほうがよいかと思っています。

ただ、私も関連して質問したいと思っていたのは、もし今のように評価書などを電子データ化して、その後も都としてインターネットで公表することになったときに、法アセスのいわゆる評価書も、都の事業としてこの審議会でやった事業は公表可能かどうか。その辺も含めて、検討をいろいろな方面からしてほしいと思うのですけれども、現段階での案があれば教えてください。

○松岡アセスメント担当課長 現状、そこまで考えていないところでございまして、今後、考えさせていただきたいと思います。

○柳特別部会長 考えていないというか、具体的なアイデアがないということですよ。今、検討中ということで、まだお示しするものはないという意味でよろしいですよ。

○松岡アセスメント担当課長 はい。

○柳特別部会長 この電子データの取扱いといいますか、公表のやり方というのは、国も結構悩ましい問題がいろいろと著作権法上の点であるので、今、鋭意取組を前向きにと言うと、行政用語でやらないような感じがありますけれども、そうではなくて、本当に普通の言葉で取り組んでいるので、成果もお互いに問題を共有しながら、東京都も国と一緒にやってみましょうという感じになると望ましいと思うのです。先べんを東京都がつけるような形にな

ったらいいかなと思うのです。

ほかにいかがでしょうか。奥委員、どうぞ。

○奥委員 最終的にインターネット上で常時公表というところを目指すとしても、その前の段階でいろいろできるののかなという気がいたしまして、例えば、この「1 公表の現状」というところの3つ目の○に、縦覧終了後も図書は、紙媒体では閲覧もできますし、貸出しもしているということですから、そもそもどういう案件の資料があるのかということ、しっかりデータベース化して、例えば、ウェブ上ですぐに検索可能な状況にしておくとか、見たいときは実際に足を運ばなければいけないにしても、こういった事案がそもそも過去の例として蓄積されているのかということは、データベース上で検索できるような仕組みをまずつくるとか、まずいろいろ現状でも、利便性を向上させる上でできることはある気はするのですけれども、そういったところはどのようなのでしょうか。

○松岡アセスメント担当課長 現状、事業案件のリストについてはホームページに全て載ってございまして、どういう案件があるかということは分かっているところでございます。

○奥委員 分かりました。

では、現状でもホームページ上で検索は可能な状態になっているということですか。それとも、ただリストがあるだけですか。だから、どういう案件について見たいのかをキーワード検索するとか、そういうことはできないのですよね。何かもう少し技術的に工夫の余地はあるのかもしれないという気もしますし、また別の問題にはなっていますが。

○松岡アセスメント担当課長 ただ、一応、事業種別ごとに分かりやすくなっています。例えば、道路ですとか鉄道ですとか、それぞれの種別ごとにはなっていますので、そういう意味では検索できるのかなと思います。

○柳特別部会長 図書についても、事業者が東京都の場合と民間の場合とに分かれていますので、東京都の場合は、これは情報公開の観点から、都の事業として電子ファイルもあわせて提出させて、それを補完したり閲覧させたりすることは可能だと思うのです。一つのネックは民間なので、民間の場合は条例で義務付けしておかないと、それは民間にお願いするのは難しいので、その点が一つの検討のかなめになっているのかなと思います。

ほかにいかがでしょうか。

現状では、先ほど言いましたけれども、図書は紙媒体だけで、電子ファイルでは提出させていないのですよね。でも、紙媒体をつくる時、電子情報のファイルはやっていますよね。

○池田アセスメント担当課長 概要だけホームページに載せています。

○柳特別部会長 それは電子ファイルでもらって、全体の図書自体を電子ファイルでもらうということはやっていないのですよね。

○松岡アセスメント担当課長 PDFファイルで一応いただいておりますが、ただ、それをインターネット上に公表することまでの了解はとっていないということになっています。

○柳特別部会長 なるほど。分かりました。

どうぞ。

○町田委員 今のことに関連なのですが、そうしますと「1 公表の現状」の2つ目の○の「縦覧図書の一部を公開」というのは、事業案件リストであるとか、概要のようなものを公表しているという意味ですか。

○松岡アセスメント担当課長 そうでございます。

要するに、要素というか、結論のようなところの一部分を公表しているということでございます。

○町田委員 そうですか。分かりました。

○柳特別部会長 藤倉委員、どうぞ。

○藤倉委員 先ほど、柳委員長が、民間に義務付ける場合は条例事項ではないかということをおっしゃられましたので、今回の答申は、変更手続等について条例改正をにらんだものだと思いますけれども、もし条例改正が必要なのであれば、同時に答申してというか、なるべく早く着手していただければと要望しておきます。

○柳特別部会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

続いて、資料4「東京都環境影響評価制度の見直しについて 中間のまとめ（案）」について、事務局から説明をお願いいたします。

○松岡アセスメント担当課長 それでは、まず7ページをご覧くださいと思います。

資料4で、これが中間のまとめということで、7ページ以下、最後まで書いているということでございますが、次の8ページをご覧くださいますと、こちらは目次になっているということでございます。

9ページをお開きいただければと思いますけれども、まず説明いたしますと、「第1 東京都環境影響評価制度の見直しに関する諮問及び審議の経緯」というところがございますけれども、初めに、環境影響評価制度の概要につきまして、こちらのとおり記載しております。

簡単に読みますと、本制度は、事業者が大規模な開発事業などを実施する際に、あらかじめ

め、その事業が環境に与える影響を予測・評価し、住民などの意見を聴いたり、専門的な立場から審査することなどによって、環境への影響をできる限り少なくするための手続の仕組みである、ということで記載させていただいております。

次に、条例に関わるこれまでの経緯としまして、法律の制定に先駆けまして、昭和55年に条例を制定したところでございますが、翌年の施行以来、これまで350件を超える案件に適用されてきてまして、大規模事業が環境に与える影響の低減に大きな効果を上げてきました。

また、この間、平成14年には、国内初の計画段階環境影響評価制度の導入に係る条例改正を行うなど、東京の環境保全を図るため先進的な取組を行ってきたと記載してございます。

続きまして、諮問趣旨に従って、施設の更新について対象を明確化するなど、より適切で分かりやすいものに見直すことが必要であると記載してございます。

最後に、審議の経過といたしまして、当審議會は、昨年12月に東京都知事から制度の見直しについて諮問を受けまして、特別部会を設置して、専門的見地から検討を行ってきました。

これまでの議論をとりまとめ、「中間のまとめ」として報告すると記載してございます。

続きまして「第2 東京都環境影響評価制度の見直しについて」でございますけれども、ここからは、これまで特別部会で御審議いただいた各項目につきまして、【現状と課題】【今後の方向性】についてそれぞれ記載しているというところでございます。

まず「1 本制度の手続の明確化を中心とした見直し」のうち、「(1) 施設更新時の手続の明確化」についてでございますけれども、最初に【現状と課題】を記載してございます。

冒頭に、施設の更新時における環境影響評価手続を行う理由といたしまして、次の3つがあると考えてございます。

- ① 施設の更新は、新設と同程度の環境への影響を及ぼすおそれがあり、解体工事の影響も含めれば、新設以上の環境への影響を及ぼすおそれもあること。
- ② 施設は一度設置されると長期にわたり使用され、設置による環境への影響は将来にわたって継続することになる。そのため、新設時と同様に、更新時も環境への影響をできる限り少ないものとする必要があること。

10ページをご覧ください、

③ 制度創設時になかった手続の導入や環境影響評価項目の追加など、本制度も見直されてきた。それに合わせた適正な評価手続を更新事業に対しても行う必要があること。と記載しています。

続いて、施設の更新につきましては、条例や施行規則に規定がないため、これまでは施設

の新設等の規定を適用して手続を実施してまいりました。

今後は、施設の更新の増加が見込まれますので「より適正かつ円滑に環境影響評価手続の運用を図るため、施設の更新が本制度の対象となることを明確化する必要がある」と記載してございます。

【今後の方向性】といたしましては、まず更新の定義について、アにあるとおり「条例及び施行規則には、更新についての規定がないことから、まず更新の定義を置くことが適当である」としております。

規定に当たっては、そこに記載しました内容のとおり、分かりやすいものとするのが適当であるとしてございます。

続きまして「イ 更新の要件を対象事業の種類ごとに新たに定める」ということで、詳細につきましては別表に記載してございますけれども、規模要件の設定の考え方のポイントといたしまして、

更新の規模要件については、更新は、既存施設の解体工事を除けば、新設等と同じ形態の行為であることから、新設等の規模要件と同じ規模で定めることが適当である。ただし、道路や鉄道の更新については、改築や改良の一形態といえることから、これらの規模と同じ規模で定めることが適当である。

なお、対象事業のうち、更新が想定できないもの、現在都内に該当する施設がないもの及び個別施設の更新が対象になり得ないものについては要件を定める必要はない。

ただし、現在都内に該当する施設がない対象事業について、今後、該当する施設が存在することになった場合には、新設等の規定に準じて、更新の要件を定めることが適当である。

と記載してございます。

なお、今回、規模要件を定めないものにつきましては、別表にもそれぞれ理由を記載してございます。

11ページをご覧くださいませでしょうか。

次に「ウ 更新以外の要件についても併せて必要な見直しを行う」ということで、道路と鉄道等とは、それぞれ改築、改良の場合の規模要件を、事業段階環境影響評価の場合ですと、長さ1km以上と定めているところがございますが、同様の線的開発事業でありながら、鉄道等の改良と異なりまして、道路の改築におきましては車線数の増加のみで、移設は含まれていない。

更新と同様に環境影響を及ぼすおそれがある道路の地下移設、高架移設等につきましても、改築の定義に含めて規定することが適当であると記載してございます。

また、バイパス道路につきまして、環境影響評価法施行令が改築の定義に含めていることに倣い、条例においても道路の改築に定義することが適当であると記載してございます。

続きまして「(2) 事業内容等変更時の手続要件の明確化」ということでございますが、まず【現状と課題】でございますけれども、条例第62条等におきましては、対象事業等の目的又は内容を変更する場合の知事への届出義務を定めている。その例外として、軽微な変更その他規則で定めるものは届出を要しないとしているところでございますけれども、その軽微な変更その他規則で定めるものについての具体的な定めがない。

しかしながら、変更届の提出は、事業者にとって一定の負担を伴うため、届出を不要とする要件を明確化することが必要であると書いてございます。

【今後の方向性】でございますけれども、「ア 事業内容等の変更」にあるとおり、

変更届は、事業内容等が変更となった場合に、知事が変更内容を正確に把握し、環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるときは手続の再実施を求めるなど、適正な手続の実施を行うために欠かせない。また、変更内容を知事が公表し、都民に対し周知を図ることとしている。

具体的な要件の設定に当たっては、こうした変更届の意義を踏まえつつ設定する必要がある。

と書いてございます。

具体的な要件につきましましては、13ページの「事業内容等の変更時の手続について」の図の中に＜変更届が不要となる場合＞の要件として、①から④までの考え方を示しています。

①の「基本的な諸元の増加が10%未満である変更」あるいは「② 変更後の対象事業について、変更前の事業段階関係区市町村長（計画段階では、計画段階関係区市町村長）以外の区市町村長が含まれていない変更」といったものに該当しない場合におきましては、環境影響評価法施行令では、手続の再実施を求めているということに倣いまして、本制度における変更の届出の後には、審議会への意見聴取を経て、手続の再実施を求めることが適当であると記載してございます。

続きまして、12ページをご覧くださいいただければと思います。

「イ 氏名等の変更」でございますけれども、条例第62条等は、事業内容の変更だけでは

なくて、事業者の氏名、住所、対象事業の名称の変更があった場合、いずれも特段の区別なく同一の様式で変更の届出を提出することになってございますけれども、氏名等の変更につきましては、手続の再実施等には関わらないため、事業内容の変更届とは別の様式で届け出を求めて、そのまま引き続き手続を実施するよう運用することが適当であると記載させていただいております。

13ページでございますけれども、この図につきましては、前回の特別部会でお示した資料と同じものを掲載してございます。

続きまして、14ページをご覧ください。

「2 本制度の運用上の課題の見直し」のうち「(1) 事業者のより主体的な手続実施の仕組み」ということで「ア 審議会への事業者の参加」についてでございますけれども、【現状と課題】ですが、

審議会は、環境影響評価図書（以下「図書」という。）に係る審査意見書の作成について、知事の諮問に応じ答申を行う権限を有している。

他の自治体の例では、事業者が、審議会において事業内容等を説明しているが、都の場合、条例や施行規則に審議会への事業者の出席等に係る規定がなく、説明から審議会委員との質疑対応までの全てを都が担っている。

本制度は、事業者が主体的に環境の保全について適正な配慮を行う手続の仕組みであり、この趣旨からすれば、事業者が事業内容についての説明責任を果たすべきであると書いてございます。

【今後の方向性】でございますけれども、

審議会は、事業者に対して審議会への出席、審議会において意見や説明を求めることができることを明文化すべきである。

なお、この規定は、事業者には一定の負担を伴うことや本制度の基本的な事項であることから、条例上に設けることが適当である。

としてございます。

続きまして、「(2) 氏名等の公表に係る条例規定の見直し」でございますけれども、【現状と課題】につきましては、

条例第91条は、事業者が条例に定める手続を行わなかったときに、その氏名及び住所やその事実を公表することを定めている。

この条文は、手続に従わない事実があれば、直ちに氏名等を公表するという直罰的な定

め方であるが、他の自治体の例では、氏名等の公表の前に指導や勧告を行い、それでも是正されないときは公表する措置を講じることが一般的である。

都は、これまでも手続の確実な遂行を担保するという趣旨から、より早期に是正を図るために指導や勧告を行うものと解してきたが、現行の規定はこの考え方に即していない。ということでございます。

【今後の方向性】としては、

違反があると認められるときは、氏名等の公表の前に、必要な措置を講じるよう勧告する規定を設けることが適当である。

ということに記載してございます。

続いて、先ほど御議論いただきました、環境影響評価図書の電子データ化とその公表のあり方でございますが、この後に記載するのが適当かと思えますけれども、その点につきましては次回の特別部会の資料におきまして、追加して記載させていただきたいと思っております。

15ページでございますけれども「3 その他」というところで、

今回検討した事項以外にも、将来的に制度の改善に向けて検討すべき事項があると考えられることから、最終のまとめに係る審議等も踏まえ、検討を進めていく必要がある。と記載させていただいております。

17ページからの別表につきましては、第1回、第2回でお示しした資料を一部文言修正の上、掲載しているところでございます。

27ページからは参考資料で、参考資料1は諮問趣旨、参考資料2は、審議会委員名簿と特別部会委員名簿、参考資料3は、これまでの審議の経過を記載しているところでございます。

以上で、資料4に関する説明を終わります。

○柳特別部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明のあった資料4について、御意見等がありましたらお願いいたします。

説明があった、先ほどの14ページの【今後の方向性】のところなのですが、「審議会は、事業者に対して審議会への出席、審議会において意見や説明を求めることができることを明文化すべきである」というところの「意見や」は要らないのではないのでしょうか。「説明を求める」ということで、図書を審議するわけで、その審議の説明のために事業者に来ていただくので、意見を言ってもらいと困ることもあると思うのです。だから「説明を求め

る」だけで「意見」のところを省いていただいたほうがよろしいかと思います。

○松岡アセスメント担当課長 了解いたしました。

では、次回までに修正させていただきたいと思います。

○柳特別部会長 ほかにお気づきの点や御意見はございますでしょうか。

そのデータの更新のところでは思いついたのですけれども、この更新には廃止を含むのかどうかです。施設廃止がありますよね。例えば、高速道路の一部を老朽化によって取り壊してしまうことはありますよね。日本橋の首都高も、景観上問題があるから取り壊そうという話が具体的にありますよね。

そのように、旧来あるものを壊して、除却してしまう場合はアセスはやらないのかという、昔、よく言われた「壊すアセスメント」というものがあるのですけれども、丸ビルをつくったときに、旧の丸ビルを壊しましたよね。壊したときに、丸ビルさんは一応、壊すアセスをやったのです。出てくる廃棄物について、このような対応をしますというようなことをやった例があるのですけれども、それは別に自主的にやられたので、義務でやったわけではないですよね、義務になっていないので。

でも、老朽化した施設を壊す場合に、全くアセスをやらないで壊していいのか。環境配慮を進めるためには、勝手に壊されると困ることが多いのです。特に、アスベストみたいなものを含有している施設は、これから2040年代までにどんどん出てきて、それを除却していくことがありますので、その場合は、更新の中に「廃止も含む」と入れるのかどうか。「廃止も含む」ということが入れば、それは壊すアセスもそのときにやっていただく。

もちろん、評価項目は、廃棄物だとかそういうことに結構限定されていくと思いますけれども、壊し方にもいろいろなやり方がありますので、環境配慮を進めるという意味では、壊すアセスメントというのは重要な一つのテーマではあるのです。ただ、これはどこもまだやっていないので、そういうものに取り組むのかどうかということです。

○松岡アセスメント担当課長 よろしいですか。

○柳特別部会長 どうぞ。

○松岡アセスメント担当課長 資料の10ページをご覧くださいと思います。

真ん中あたりに「ア 更新の定義を新たに定める」ということで書いているところがございますけれども、更新につきましては「既存の施設（建築物、工作物その他の施設をいう。以下同じ。）と同一敷地内で、既存の施設の全部又は一部の除却」と、「及び」と書いてありまして「当該施設と同一種類の施設の設置をする行為」ということでございまして、単に

既存の施設を壊しただけでは対象にするということにはなっていないので、あくまで同一種類の施設の設置を伴った場合です。設置と除却がセットになった場合のみを今回は対象にすると考えているところでございます。

○柳特別部会長　ですから、古い建物を壊して、またそこに同一敷地内で新たに施設をつくるときには、更新で対応するということですね。そのときに、壊し方と申しますか、壊すところのアセスは含めていますということなのか、実際に更新のアセスが、壊すところの廃棄物もこのように処理しましたということをおっしゃるのかです。そうでなくても、更地にしましたという段階から新しい施設をつくったところだけのアセスでいいのか。その点が規定上明確であればいいのです。

○松岡アセスメント担当課長　その点につきましてなのですが、お手元に紫の技術指針があるかと思いますが、こちらの11ページの上から9行目に「なお」とありまして、対象事業のうち、新築、新設、設置等の対象事業で、事業の実施前までに行う解体工事に伴う環境影響要因については抽出する必要がないということになってございまして、逆に言いますと、事業と一緒にやる解体工事につきましては対象となるということですので、更新の規定を入れますと、ここの部分も当然、改正していかなければいけないかなと思っておりますが、更新というのは、要するに、解体と築造がセットになっているものでございまして、その場合には、解体工事について、環境影響要因として抽出することになるかと思っております。

○柳特別部会長　どうぞ。

○奥委員　この間というか、前々回ぐらいの第一部会でしたか。

○池田アセスメント担当課長　赤坂二丁目の再開発ですよ。

○奥委員　はい。赤坂二丁目の案件で、この点が私自身、疑問視したところでして、既に古い建物は取り壊されてしまっているのです。このなお書きに当たるということで、それについては全くアセスしないで、解体工事が終わってしまっていて、ただ、まだ既存の建物で残っているものについては、この事業と一体のものとして、解体工事については環境影響を評価していく。

当然、新築と申しますか、今回で言えば更新の部分についても見ますけれども、既に壊してしまっているものは、本事業が始まる前にある程度タイムラグがあって、壊してしまうので、それについてはアセスの俎上に乗ってきていないというのは問題ではないのかということ、前回の審議会の場でも申し上げたところでして、現行の規定のままですとそれは起こ

ってしまうのですよね。

具体的にそういう事案があるので、柳先生の問題意識と私の問題意識も共通していると思いますから、それを改善するのであれば、規定の見直しは必要なのかなと私も思います。

○柳特別部会長 これまでの東京都のアセスでは、解体は一応、対象にしていなかったというのが基本的なスタンスなのですけれども、また解体も、更地にするだけでも本来はアセスをしたほうが制度的にはいい。これはアセスの制度がいいのかどうかはまた別なのだろうと思うのです。何でもアセスでやればいいというわけにはなかなかいかないかもしれないですけれども、環境配慮をすることが重要なので、解体するときの環境配慮の仕組みを、アセスに入れなくてもいいかもしれませんが、とにかくそういうものがあることが必要だということなのです。

ですから、ここでは必要がないと言い切っているのが、事業者の方はやらなくていいという前提で物事を全部考えます。だけれども、壊すときは周辺への周知とか、当然、一定の配慮をした上でやっていることなのだろうと思いますけれども、さらに建築物のリサイクルの問題とか、そういうことにつながってきて、持続可能な社会をつくるという意味では、そういうものの有効利用を図っていくような仕組みを促していくことが行政の役割なので、そういうことに資するような規定を置いておく必要がある。

だから、アセスの条例に入れなくてもいいですけれども、解体すること自体は、アセスで新築との連動であれば、同じ事業者がやるのかどうかは別にしても、非常に連動しているので、配慮したほうがいいのではないか、というのが私の意見なのです。

藤倉委員、どうぞ。

○藤倉委員 今回の解体そのものをアセスで扱うかというのは、今日の資料1にもあったように、ほかに廃棄物処理施設の要件がこれでいいかというのと一緒に、対象事業として何を今後、入れていくべきかという議論の中の一環で、解体だとしても、どんな規模の何を扱うかをしっかり議論すべきなので、余り更新に引っかけてというふうにしないほうがいいのかなと思います。

逆に言うと、そういう対象事業については、不断の見直しを行うことを、答申のようなものどこかに入れておくのかなという感じがしているのですけれども、ただ、今の御議論を聞いていて思ったのは、事業者が、更新にすると解体もアセスをしなければいけないから、更新と次の新築の間は半年あけて別物にしようというアセス逃れを考えた場合、現実にはどのぐらいくっついていると一体で、どのぐらい離れていると別物と扱うかは、もしこれまで

に、事業者が別と言ってきたから別なのか、現実的に解体期間と新築期間が重なってれば一体でしょうと指導した例があるのかとか、そのあたりの実情を教えてくださいと思ったのです。

○池田アセスメント担当課長　今は手元に資料がないのですが、今、奥先生がおっしゃられた、第一部会に今は諮問して、これから審議していただく赤坂二丁目プロジェクトについては、今回、諮問ということで、これから設計をして、アセスが終わった後、着工していくわけですが、確か解体してから2、3年たっているかと思います。要は、老朽化が大きかったということで、先行して壊して、その後の利用について、自分の土地だけを建て替えるのか、地域を巻き込んで建て替えるのかといったところが決まっていなかったから、先行して解体が行われた。

その後は更地になったので、コインパーキングになっていますけれども、そういう形で何年も空いてしまう。アセスをやるのに、次の計画が定まらないうちに解体だけアセスを行うというのは今の制度では対象にならないので、先行して行ったという事例があるのと、あとは、日野の清掃工場を今、建て替えていますけれども、旧の清掃工場については、まだ撤去の計画が定まらないということで、アセスの中には入れていないというものはございます。私の知る範囲ではそういう事例が今はあります。

○柳特別部会長　壊すアセスメントについても、15ページの「3 その他」で、制度の改善に向けて検討するということで、もう少し時間をかけて検討していくということで了解を得ていただければいいかなとは思いますが、よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。藤倉委員、どうぞ。

○藤倉委員　文言の確認だけなのですが、13ページに、事業内容の変更のときのフローがあるのですが、①の条件は「増加が10%未満である変更」なのですが、減少のほうは、②、③、④が変わらなければ、15%ぐらい小さくしますとか、そういうものはなしという読み方でいいのですね。増加についてだけ条件があるのですが、小さくなる分には、何%であっても変更届はなしと①で全部読めるという理解でよろしいですか。

○松岡アセスメント担当課長　この要件は、①～④の全部の要件を満たさなければいけないということになってございまして、仮に10%未満というか、逆に2分の1とかそういうことですよ。仮にそうなったとしても、②とか③、④の要件に該当したら、それは出していただくということになります。

○藤倉委員　逆に、該当しなければ出さなくていい。

○松岡アセスメント担当課長　そうです。全部該当しなければ出さなくていいということになります。

○柳特別部会長　ほかにいかがでしょうか。奥委員、どうぞ。

○奥委員　15ページの「3 その他」のところですけども、もう少し、今回の議論に出た、今後、検討していくべきではないかといった項目が分かるように文章化していただければと思います。

3ページの資料2の「2 その他検討事項」で、3つほどポツでまとめていただいていますし、今の解体工事の扱いをどうするのかというのも、多分「対象事業の追加検討」というところに入るのだらうと思いますが、この記載を15ページの「3 その他」の文章のところに入れ込んで、作文していただいたほうが、今後、では将来的に検討するといったときに、どういうことを検討していくべきなのかということが明確になりますので、そうしていただけないでしょうか。

○松岡アセスメント担当課長　その点につきましては、今後、中間のまとめが終わった後、今度は最終答申に至るということなのでですけども、その段階で記載することを考えてございます。

○柳特別部会長　具体的には、今は中間取りまとめ案なので、最終のときにはそこまで中身を詰めて、書けることは書いていくということですね。そういう説明だったと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。どうぞ。

○松岡アセスメント担当課長　先ほど、柳会長は、事業者の参加のところで「説明」に限るようにおっしゃっているのですけれども、ほかの他県の条例規則を見ますと、「意見または説明を聞くことができる」という形になってございまして、必ずしも説明だけに限っていないことが多いということです。

○柳特別部会長　では「説明等」にしておいて、「意見」は外してください。意見を求めるのはおかしいと私は思うのです。

○松岡アセスメント担当課長　分かりました。

では、そのように修正させていただきます。

○柳特別部会長　お願いいたします。

それでは、本日予定していました審議はこれで全て終了しましたが、何かほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特にないようですので、これで特別部会を終了させていただきます。皆様、どうもありが

ありがとうございました。

傍聴の方は退場をお願いいたします。

(傍聴人退場)

(午後2時02分閉会)